

平成21年 3月17日

大阪大学箕面地区教職員組合  
執行委員長 松本 健二 殿

大阪大学総務部長  
岩切 平治



平成21年3月5日付け申入書に対する回答

### (1) 事業場の考え方について

大学としては、労働組合との団体交渉は、組合員の労働条件について行うものであると理解しており、労働基準法等に規定する事業場の意義（法解釈の問題）については、労働組合との交渉によって決定すべき事柄ではないと考えております。

また、事業場の意義に関する大学の考え方は、これまでにも繰り返し貴組合に対して申し上げているとおり、労働基準監督署においても、問題はないとしているところです。

### (2) 定年年齢に関する事項について

旧大阪外国語大学の教員についても、大阪大学の教員として、今回の制度を適用することとなります。一定の経過措置を設けて適用することなどの検討を進めていくこととなります。

なお、検討結果等は教職員に周知する予定ですが、この問題について何らかの確約をするといったことは、大学としては考えておりませんので、その旨お含み下さい。

### (3) 勤務時間の短縮について

平成21年4月1日から、国家公務員の勤務時間の短縮が実施されることとなります。平成20年11月14日の閣議決定では、「行政コストの増加を招かないこと」を基本とすることとされております。

仮に、大学において国家公務員等と同様に勤務時間の短縮を実施するとなると、基本給の改定は行わないことから、超過勤務手当の1時間あたりの単価が約3%引き上げられること等になり、事務処理の合理化・効率化を行い、実際の事務処理時間が短縮しない場合は、コスト、すなわち人件費が増加することとなります。

このため、「平成21年4月からは時短を実施せず、当分の間、政府方針である『人件費の増大を伴わずに時短を実施すること』を念頭に、その方策について実施の可否を

含めて検討する」ことが大学の方針として決定されており、今後、人件費増加を伴わない勤務時間短縮の実施の可否についての検討を進めていきたいと考えております。

なお、検討結果等は教職員に周知する予定ですが、その際に要求があれば、団体交渉に応ずること自体は拒否するものではないことを申し添えます。

以上